

令和元年度（10月以降）認定こども園料金表（1号認定）

教育標準時間認定を受けた子どもの保育料（1号認定）

単位：円

階層区分		月額（ ）内は第2子	
		国	町
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯（均等割のみ含む）、養育里親（養子縁組里親・親族里親は除く）	0 (0)	0 (0)
	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	0 (0)	0 (0)
	うち「ひとり親世帯」、「※障がい児(者)のいる世帯」（第2子以降は無料）	0 (0)	0 (0)
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	0 (0)	0 (0)
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上の世帯	0 (0)	0 (0)

◆幼児教育・保育の無償化により、利用料は令和元年10月より無償となりますが、**通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。**

◆年収360万円未満相当世帯の子どもと18歳未満の子どもの範囲で第3子以降の子ども（第4,5階層を除く）については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。